

確 認 書

網走市と事業者は、受領委任払いとなる介護サービス費等について、網走市介護サービス費等受領委任実施要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従い、次の事項について確認する。

1. 事業者は、次の各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 要介護被保険者等から償還払いに係る介護サービス費等の受領について申し出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受任の適否を確認するとともに、受任する場合には、誠実にこれを履行するものとする。
 - (2) 当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めるものとする。
 - (3) 住宅改修にあつては、事前に工事内容の説明を網走市に行い、給付対象経費及び給付見込額について網走市の確認を得ておくものとする。ただし、介護支援専門員が代わってこれを行う場合には、事業者からの説明等を省略することができるものとする。
 - (4) 受領委任払いによる給付に必要な利用者負担分の領収書（給付対象経費の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合分）及びカタログ、見積書、工事内訳書、着工前後の写真等の関係資料を、介護サービスの種類に応じて要介護被保険者等に提供するものとする。
 - (5) サービス提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努めるものとする。
 - (6) 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。
 - (7) この受領委任に関して網走市から必要な指示があつた場合には、誠意をもってこれに従うものとする。
 - (8) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、当事者間で互いに協議の上、誠意をもってこの解決に努力するものとする。
2. 網走市は、この受領委任に関して、次のいずれかに該当していると認めた場合には、介護サービス費等の支払いや受領委任を拒否することができるものとする。
 - (1) 受領委任に関して不正な保険請求があつた場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
 - (4) 網走市が行う指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することができないと判断した場合
3. この確認書によりがたい事情が生じたとき又はこの確認書に疑義が生じたときは、両者協議して決定するものとする。

この確認の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

網走市

印

所在地

事業者 会社名

代表者名

印